

令和元年5月31日  
【法務省・警察庁】

## 【概要書】

### 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告（平成30年）

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

#### 《報告書の概要》

- ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第31条の規定に基づき、国会に報告するもの。
- ・ 平成30年1月22日、オウム真理教に対する観察処分の期間の更新が決定（6回目）。
- ・ 平成30年中には、4回の定期報告を徴し、教団施設延べ70箇所に対して立入検査を実施。これらの実施結果につき、延べ53の関係地方公共団体の長に情報を提供。
- ・ 当該団体は、平成30年末時点で国内に信徒約1,650人（出家信徒約300人、在家信徒約1,350人）を擁し、15都道府県下35箇所の拠点施設を確保。

連絡先は省略。